

請求の範囲

- [請求項1] 平板状をなす導光板と、該導光板の側周面からその内部に光を導入する光源体とを備えるとともに、前記導光板の一方の板面に複数の凹部が形成されており、
- 前記導光板に入射した光が前記凹部で拡がるように反射し、該導光板の他方の板面から外部に射出されて、所定の対象物に照射されるとともに、該対象物を、該導光板の一方の板面側から該導光板を通じて観察できるように構成したものであって、
- 前記凹部の表面が滑らかな凹曲面で形成されており、
- 前記凹部を前記板面に垂直にかつその中心を通るように切った断面形状において、該凹部の開口縁での接線と前記板面とのなす角度である接線角が、 50° 以上 85° 以下であることを特徴とする光照射装置。
- [請求項2] 前記接線角が 75° 以下である請求項1記載の光照射装置。
- [請求項3] 前記接線角が 55° 以上である請求項1記載の光照射装置。
- [請求項4] 前記凹部が、部分凹球状のものである請求項1記載の光照射装置。
- [請求項5] 前記凹部の開口径が、 0.02 mm 以上 0.2 mm 以下である請求項1記載の光照射装置。
- [請求項6] 隣り合う前記凹部間の間隔が、凹部開口径の2倍以上5倍以下である請求項1記載の光照射装置。
- [請求項7] 平板状をなす導光板と、該導光板の側周面からその内部に光を導入する光源体とを備えるとともに、前記導光板の一方の板面に複数の凹部が形成されており、
- 前記導光板に入射した光が前記凹部で拡がるように反射し、該導光板の他方の板面から外部に射出されて、所定の対象物に照射されるとともに、該対象物を、該導光板の一方の板面側から該導光板を通じて観察できるようにしたものであって、
- 前記凹部が中心角を 180° 未満とする部分凹球面であることを特

徴とする光照射装置。

[請求項8] 前記中心角が 100° 以上 170° 以下であることを特徴とする請求項7記載の光照射装置。

[請求項9] 前記中心角が 110° 以上 150° 以下である請求項1記載の光照射装置。

[請求項10] 請求項1記載の光照射装置と、前記導光板の一方の面側に配置されたカメラとを備え、前記導光板の他方の面側に配置された対象物を、該導光板を介して前記カメラで撮像することにより検査できるように構成されたものであることを特徴とする検査システム。